

北しりべし廃棄物処理広域連合職員定数条例

制 定 平成14年7月1日条例第12号

最近改正 平成19年2月15日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第138条第6項、法第172条第3項、法第191条第2項及び法第200条第6項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第12条第9項の規定に基づき、職員の定数を定めることを目的とする。

(定数)

第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 議会事務局の事務局長、書記その他の職員 11人
- (2) 広域連合長の補助機関である職員 40人
- (3) 選挙管理委員会の書記長、書記その他の職員 6人
- (4) 監査委員事務局の事務局長、書記その他の職員 5人
- (5) 公平委員会の事務職員 4人

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

- (1) 休職者
- (2) 兼務者（法第291条の4第4項の規定による兼務者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平18.10.27条例4）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平19.2.15条例5）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。